

八潮市一般向けスポーツ教室業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

八潮市（以下「市」という）では、継続的に身体を動かす習慣を身につけ、健康づくりや仲間づくりのきっかけとなる、だれもがスポーツを楽しめる機会の提供として、スポーツ教室を実施している。この業務について、多様化する市民のライフスタイルやスポーツへのニーズを的確に把握し、魅力あるスポーツ教室を開催するため、プロポーザル方式（公募型）により事業者を選定するものである。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者から順に事業候補者として選定する。

3 基本条件

別添「八潮市一般向けスポーツ教室業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できる法人であること。
- (2) 八潮市の「令和5・6年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- (3) 埼玉県内に本社又は支社、営業所等を有すること。
- (4) 埼玉県内で、成人を対象としたスポーツ教室にかかわる業務受託（指定管理者としての受託の中で事業を行っている場合等も含む）の実績があること。
- (5) 申込書の提出日において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置及び八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置の期間中にない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする団体等でないこと。
- (9) 国税及び市県民税の滞納がないこと。

5 日程

公募に関する各種資料・様式は、市ホームページから入手すること。

内容	スケジュール
プロポーザル募集開始 (市ホームページ)	令和6年1月4日(木)
質問の受付締切	令和6年1月12日(金)正午まで
質問回答	随時行います。 令和6年1月15日(月)正午までにすべての質問に対する回答を電子メールで送付します。
参加申込書類・企画提案書等 受付締切	令和6年1月18日(木)正午まで
第一次審査 (書類審査)	令和6年1月18日(木)～24日(水) ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする事業者を選定します。 ※審査結果は、第一次審査参加者全員に通知します。
第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和6年1月31日(水) (予定)
結果通知	令和6年2月上旬(予定)
契約締結	令和6年2月中旬(予定)

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和6年1月12日(金)正午まで

(2) 提出書類

質問書(様式1)

(3) 提出方法

ア 担当部署のスポーツ振興課へ電子メールにより提出すること。

なお、送信後、電話で送信した旨を連絡すること。

イ 電子メールを送信する際の件名は、「八潮市一般向けスポーツ教室業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

(4) 回答の期日及び方法

質問書が提出された日の翌日から令和6年1月15日(月)正午までに、質問者に対して電子メールにより回答を送付するとともに、締切後、市ホームページに掲載する。

7 提出書類一覧

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 誓約書（様式3）
- ウ 事業者概要書（様式4）
- エ 印鑑証明書
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。）
- カ 財務諸表の写し（最新のもの）
- キ 国税の納税証明書（写し可。書類提出日直前3か月以内に発行したものの。）
「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
- ク 市税（法人市民税及び固定資産税）の納税証明書（写し可。直近年度のもの。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。未納がないことが確認できるもの。）

※ ア～クのほか、必要に応じて別書類の提出を求められることがある。

(2) 提出部数 原本1部、副本（写し可）9部

8 企画提案書等の作成及び提出

別添の仕様に基づく企画提案書等を以下の事項に基づき提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

- ア 企画提案書（様式5） 原本1部、副本9部
- イ 企画提案資料（様式6） 原本1部、副本9部
- ウ 見積明細書 原本1部
内訳を記載すること。
本業務の実施に係る予算額
金 4,048,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 企画提案資料記載事項

企画提案資料には、様式6に掲げる項目に沿って記載すること。

- ア 「1.受託体制」
- イ 「2.業務実績」
- ウ 「3.業務に対する取組み姿勢」
- エ 「4.安全管理体制」
- オ 「5.提供プログラムの内容」
- カ 「6.募集チラシ等の作成」

(3) 企画提案書作成上の留意事項

- ア 企画提案書の様式は、A4版縦長横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版等にて使用して差し支えない。
A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- イ 使用する言語は日本語（ただし、専門用語は除く）とし、通貨の単位は日本国通貨とする。
- ウ 企画提案書等の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮に心掛けること。
- エ 必要に応じてファイリング及びインデックスを付けて製本すること。
- オ 正本1部については、製本した際には、綴りの表紙と背表紙に「委託業務名」及び「提案事業者」を記載すること。
- カ 副本9部については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印や画像等を含む。）にマスキング（塗りつぶし）を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

9 提出書類及び企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和6年1月18日（木）正午まで

(2) 提出方法

- ア 持参のみ（郵送等による提出は不可）
- イ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

10 審査及び評価

企画提案の審査は以下のとおりとする。なお、提案事業者が1者の場合であっても、審査を実施する。

(1) 審査主体

審査は、市職員で構成された選定委員会が行う。

(2) 審査方法

評価に当たっては、7ページの審査項目に基づき審査を行う。

なお、提案事業者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（評価の合計の7割）を満たしていると判断した場合は、事業候補者として選定する。

また、最高評価の事業候補者が辞退を申し出た場合や、「12 失格事項」に該当した場合は、次点事業候補者を事業候補者とする。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、必要書類及び審査項目（7ページ）の1～6、8について、第一次審査（書類審査）を実施し、第一次審査通過者を

選定する。

第一次審査結果は、審査終了後、速やかに提案のあったすべての提案事業者に対して電子メールにて通知する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、審査項目（7ページ）について、提案内容の説明及び質疑を実施し、最も評価が高い者を事業候補者として選定する。

ア 実施日・場所

令和6年1月31日（水） 八潮メセナ 3階 会議室1・2

時間の詳細については、第一次審査通過者に対してのみ、審査結果とともに電子メールにて通知する。

イ 留意事項

- ① 1社あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20分以内、ヒアリング10分以内とする。企画提案書等の中で、特に強調したい項目を中心に説明すること。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングへの出席人数は、4名以内とし、業務責任者がプレゼンテーションを行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ④ 説明者は、プレゼンテーション準備開始予定時刻の10分前までに控室となる「八潮メセナ3階特別会議室B」に入り待機する。なお、開始予定時刻に遅れた場合は、欠席として取り扱うものとする。
- ⑤ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。スクリーンは市側で用意するが、その他の機器は自ら用意すること。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること。
- ⑥ プレゼンテーションは非公開とする。

11 審査結果の通知

第二次審査結果は、**令和6年2月上旬（予定）に書面により通知**するとともに、事業候補者について市ホームページに公表する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

また、審査結果は事業候補者選定後に提案事業者から書面（様式自由）により情報提供の希望があった場合、次の項目について情報提供を行う。回答は書面で行うものとする。

- (1) プロポーザルの参加業者数
- (2) 事業候補者名
- (3) 契約金額
- (4) 評価結果（自社のものに限る）

12 失格事項

本プロポーザルの提案事業者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 事業候補者との協議

事業候補者と市との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

事業候補者が本件の契約を辞退した場合及び契約締結前に、八潮市から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、次点事業候補者を事業候補者とする。

14 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類については返却しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (5) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (6) 八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）の規定による請求があった場合は、提出書類を公開することがある。
なお、本プロポーザルの事業候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 提案書の作成のために八潮市から入手した資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできない。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

15 担当部署

【提出・問合せ先】

八潮市市民活力推進部スポーツ振興課 担当 小菅、鈴木

所在地：〒340-0815 八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111（内線）390（土日祝を除く。）

FAX：048-999-8105

E-mail：sports@city.yashio.lg.jp

【審査項目】

審査項目
1. 受託体制
2. 業務実績
3. 業務に対する取組み姿勢
4. 安全管理体制
5. 提供プログラムの内容
6. 募集チラシ等の作成
7. プレゼンテーションのわかりやすさ
8. 提示金額（見積明細書）